

**八峰町に転入された方、転入を予定されている方に、
下記の助成金を用意しています！**

＜用語の定義＞

Uターン者… 町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住民登録した人
(但し、在学期間は含まない)

Iターン者… 町外出身者であって、新たに八峰町に住民登録した人

＜交付対象者＞ 八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者

＜申請期間＞ 申請期間は住民登録の日から1年以上経過した後、1年内《厳守》
〔平成29年4月1日を基準日とした場合、平成27年3月31日以前に転入した人は〕
住民登録から2年が経過しているため申請することができません

＜返還規定＞ 奨励金等の交付を受けた日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額または一部返還していただきます

定 住 奨 励 金

1. 交 付 額

①単身で転入した場合は 150,000 円 ②家族で転入した場合は 300,000 円

※世帯分離をしている場合であっても、一緒に暮らし、生計を共にしている場合は同居世帯員として届出書類にご記入ください。

2. 交 付 申 請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

＜必要な添付書類＞

住民票謄本、戸籍の附票謄本(転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの)等

定 住 用 住 宅 取 得 等 助 成 金

1. 対 象 物 件

住民登録日の前後1年以内に購入・借用した物件

2. 対 象 費 用

定住用住宅として購入・借用した住宅の改修等に係る費用

〔 ・「八峰町住宅リフォーム支援事業」との併用はできません。
・10㎡以上の新築・増築を行う場合は「確認申請」が必要になります。
・家電(テレビ、洗濯機等)の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を
伴う電気温水器、エアコン等については補助対象とします。 〕

3. 助 成 額

対象費用の1/2に相当する額、又は50万円のいずれか低い方の額(千円未満切捨)を助成します。

4. 交 付 申 請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

＜必要な添付書類＞

定住奨励金の「交付決定通知書」(定住奨励金の申請と同時にを行う場合は不要)、工事内容を確認できる書類(工事請負契約書、見積書)、施工箇所の写真 等

次に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・ 転勤等で一時的に住民登録をした人
- ・ 福祉施設等への入所を目的として住民登録をした人
- ・ 勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした人
(卒業後5年以上町外で生活していた人は除く)
- ・ 町税、使用料等を滞納している人(同居家族含む) 等

— 定住奨励金等事業 Q&A —

Q 1 転入後すぐに奨励金等を受け取ることができますか？

A 1 すぐに受け取ることはできません。住民登録の届出の日から1年経過した後、1年以内に申請する必要があります。

Q 2 八峰町に住所をおいたまま、町外で5年以上働いて、再び八峰町に戻ってきた場合、奨励金等を受け取ることができますか？

A 2 できません。実際に町外で5年以上生活していたとしても、「住民票」や「戸籍の附票」で確認できない場合は、奨励金を交付することはできません。

Q 3 事情があって申請するのを忘れていた場合、申請期間を過ぎても受付してくれますか？

A 3 受付することはできません。

Q 4 「申請期間」「町を離れていた期間」等の申請要件のうち、一つの要件だけ満たさない場合でも、申請することはできませんか？

A 4 奨励金等の交付を受けるにはすべての申請要件を満たす必要があります。

Q 5 申請書に添付する書類はすべて八峰町役場でとることができますか？

A 5 八峰町から転籍したことがなければ、全ての添付書類を八峰町の窓口でとることができます。転籍したことがある場合は、以前の本籍から「戸籍の附票」をとって頂く必要があります。したがって、転籍先が3箇所ある場合は、3箇所の市町村から「戸籍の附票」をとって頂く必要があります。

※ 転籍先の「戸籍の附票」については本人申請が必要なため、役場で関係市町村に問合せでも教えてもらうことができません。

Q 6 仕事の関係で主人が1年遅れて八峰町に転入してきました。前の年に世帯(妻、長男)転入として30万円受け取りましたが、後から転入してきた主人の分も単身転入として15万円受け取ることができますか？

A 6 世帯に対する上限が30万円ですので、この場合、追加で15万円受け取ることはできません。世帯分離をしている場合であっても、一緒に暮らして生計を共にしている場合は、世帯員として届け出てください。

Q 7 奨励金を受け取った後、出稼ぎで町外へ転出することになりました。奨励金の返還が必要ですか？

A 7 家族の生活の基盤が八峰町にあり、その生活の維持のために必要な出稼ぎであれば、奨励金の返還は必要ありません。ただし、一人暮らしで、住所だけを八峰町において出稼ぎする場合には、生活の基盤が町内ないと判断して、奨励金を返還していただくことになります。

Q 8 「戸籍の附票」を提出した際、『この附票では5年以上町外にいたことを証明できません』と言われました。どうしてでしょうか？

A 8 「戸籍の附票」が改製されるなどして、過去の定住先のデータが記載されていない場合があります。

<例> 実際は、札幌市(H15)→小樽市(H20)→八峰町(H23)の順に住民票を動かしのに、「戸籍の附票」に記載されているのは・・・

【住 所】	北海道小樽市緑四丁目・・・・	札幌市の記載がないため、この附票をみても、5年以上町外にいたかどうかわかりません。
【定住日】	平成20年5月10日	
【住 所】	秋田県山本郡八峰町・・・	
【定住日】	平成23年8月15日	

したがって、「戸籍の附票」をとる際には、窓口で『八峰町転入以前の5年間、八峰町外に住んでいたことが証明できる「戸籍の附票」を発行してください』とお伝えください。

※ 窓口の担当者うまく説明できない場合・・・

① 八峰町の窓口(八峰町から転籍したことがない方)

八峰町の窓口で「定住奨励金の申請に使います」とお伝えください。

② 他の市町村の窓口(八峰町から転籍したことがある方)

窓口の担当者に「0185-76-4603(企画財政課)」あてに電話していただいでください。

Q 9 申請書類の提出は本人以外でも可能ですか？

A 9 可能です。

Q 10 結婚して八峰町に転入してきた場合でも奨励金を受け取ることができますか？

A 10 平成24年4月1日以降に婚姻により住民登録をした方であれば、申請可能です。審査の結果の全ての要件を満たしていれば奨励金を受け取ることができます。

Q 11 「定住用住宅取得等助成金」の対象費用として認められないものには、どのようなものがありますか？

A 11 家電(テレビ、洗濯機等)の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を伴う電気温水器、エアコン等については補助対象とします。また、補助対象費用として認められるものであっても、必要な添付書類(見積書、領収書等)がない場合は補助対象外費用として取り扱うこととなります。

Q 12 「定住用住宅取得等助成金」と「八峰町住宅リフォーム支援事業」との併用は可能ですか？

A 12 併用はできません。

Q 13 「定住用住宅取得等助成金」は限度額の50万円に達するまで、何回でも申請できますか？

A 13 できません。申請は一回限りです。